

JALグループ、国際線「燃油特別付加運賃」の設定を申請

2004年12月24日

第 04101号

JALグループはこの度、昨今の世界的な航空燃料価格の高騰に伴い、所謂「燃油サーチャージ」(正式名称「燃油特別付加運賃」)を国際線にも設定することを決定し、本日、国土交通省に申請いたしました。

今般の燃油価格の上昇は過去例を見ない状況にあり、今年度のJALグループ業績に極めて大きな影響を与えています。

JALグループでは、この事態に対して、様々な収支改善策に取り組んでまいりました。しかしながら、航空燃油費の高騰は、自助努力での対応の範囲を超え、国際線ご利用のお客様にも一部ご負担をお願いせざるを得ない状況となり、今般、廃止条件を付した上で「燃油特別付加運賃」を設定いたしました。何卒皆様のご理解をお願い申し上げます。

【「燃油特別付加運賃」の概要】

運賃額: (一区间当り)

路線	額
韓国、福岡＝上海	500円
近距離アジア(*)・ミクロネシア・中国(福岡＝上海線除く)	1,000円
長距離アジア(*)	1,800円
北米・南米・ハワイ・欧州・中東・オセアニア	2,500円

(*)近距離アジア・・・フィリピン、香港、台湾

長距離アジア・・・ベトナム、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシア、インド

適用開始: 2005年1月20日発券分より

廃止条件: 「シンガポールケロシン市況価格が月平均40ドルを下回った場合には本運賃を廃止いたします。」

*適用条件

- ① 大人・小児・幼児ともに同額をご負担いただきます。また、JALマイレージバンク国際線特典航空券ご利用のお客様にも同額をご負担いただきます。
- ② 航空券ご購入後に払戻しする場合、燃油特別付加運賃については、取消手数料・払戻手数料は適用されません。

以 上